

個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則 (平15. 2. 19)

(目 的)

第 1 条 この規則は、個人向け社債等の店頭気配情報の発表により、個人投資者層の市場参加を一層促進し、もって公社債市場の健全な発展及び個人投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 個人向け社債等 国内において公募により円貨建て（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であるもの）で発行される次の有価証券のうち、引受主幹事会員が主として個人に取得させることを目的に発行者から引き受けるものであって、第 3 条に基づき、当該引受主幹事会員から本協会に届出が行われたものをいう。
 - イ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債及び短期社債を除く。）
 - ロ 金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券で同項第 1 号から第 5 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。）
- 2 引 受 幹 事 会 員 個人向け社債等の引受けに係る引受幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 147 条第 1 項第 3 号に規定する引受幹事会社をいう。）となる会員をいう。
- 3 引受主幹事会員 個人向け社債等の引受けに係る主幹事会社（金商業等府令第 147 条第 1 項第 3 号に規定する主幹事会社をいう。）となる会員をいう。
- 4 店 頭 気 配 報告会員が報告日の午後 3 時 00 分時点において顧客との間で行う額面 100 万円程度の個人向け社債等の店頭売買の際の基準となる気配（売り気配と買い気配の仲値）をいう。
- 5 報 告 会 員 協会に対して店頭気配報告銘柄の店頭気配を報告しなければならない会員をいう。
- 6 報 告 免 除 会 員 引受幹事会員のうち、原則として、個人との取引を行わない会員であって、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して本協会に届け出た会員をいう。
- 7 売買参考統計値
発表制度指定報告
協会員 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「公社債店頭売買参考値等規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「指定報告協会員」をいう。
- 8 店頭気配報告銘柄 個人向け社債等のうち、報告会員が本協会に店頭気配を報告しなければならない銘柄として、本協会が第 4 条に基づき選定した銘柄をいう。
- 9 売買参考統計値
発表制度選定銘柄 公社債店頭売買参考値等規則第 3 条第 2 項に規定する公社債店頭売買参考統計値発表制度における「選定銘柄」をいう。

(個人向け社債等の引受けの届出)

第 3 条 引受主幹事会員は、主として個人に取得させることを目的として、発行者から自社が引受けを行お

うとする個人向け社債等の証券情報の内容が記載された書面を当該個人向け社債等の発行条件決定後、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社がこれを行うことができる。

(店頭気配報告銘柄の選定基準)

第4条 本協会は、個人向け社債等のうち次の各号に掲げる要件を満たす銘柄を店頭気配報告銘柄として選定する。

- 1 当該銘柄の発行額面総額が100億円以上であること。
 - 2 当該銘柄が取引所金融商品市場に上場されていない銘柄であること。
 - 3 当該銘柄が固定利付かつ満期一括償還の銘柄であること。
- 2 本協会は、前項に規定する店頭気配報告銘柄の選定を当該銘柄の発行日の前営業日までに行うものとする。

(店頭気配報告銘柄の除外基準)

第5条 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に掲げる事由により、引受主幹事会員から所定の様式により除外申請があったときは、当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができる。

- 1 当該銘柄について個人の保有割合が著しく減少したと認められる場合
 - 2 当該銘柄の発行残高が繰上償還又は買入消却等により著しく減少した場合
- 2 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に該当したときには、前項の申請にかかわらず当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができる。
 - 1 当該銘柄の発行者等が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。
 - 2 当該銘柄が期限の利益を喪失したとき。
 - 3 当該銘柄の発行者等において、債務の一部又は全部が不履行となったとき。
 - 4 その他本協会が必要と認めたとき。

(報告会員等の範囲)

第6条 報告会員は、次の各号に該当する会員とする。

- 1 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員（報告免除会員を除く。）
 - 2 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員から委任を受けた会員（第7条第2項に規定する会員に限る。）であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員
 - 3 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員以外の会員（第7条第3項に規定する会員に限る。）であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員
- 2 報告免除会員になろうとする引受幹事会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して所定の様式により本協会に届け出るものとする。

(引受幹事会員以外の報告会員の取扱い)

第7条 引受幹事会員は、自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の募集の取扱いを行う他の会員に対して、当該銘柄の店頭気配の報告を委任することができる。ただし、当該銘柄が第4条に規定する店頭気配報告銘柄として選定されない場合には、この限りでない。

- 2 前項により委任を受けた会員は、当該銘柄が第4条により店頭気配報告銘柄として選定された場合には、当該銘柄の店頭気配の報告を行う旨を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。

- 3 引受幹事会員以外の会員（売買参考統計値発表制度指定報告協会員に限る。）は、店頭気配報告銘柄についての店頭気配の報告を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。

（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等）

第8条 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日から、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。

- 2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の5営業日前の日まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。

（報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等）

第9条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則午後5時45分までに、本協会に報告するものとする。

- 2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、0.001%刻みの単利利回りとする。
- 3 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、公社債店頭市場の動向、発行者の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない。
- 4 報告会員は、前項に規定する適正な店頭気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の店頭気配の報告を行わないことができる。

（売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員による店頭気配報告の特例）

第10条 売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄に係る自社の報告値が、店頭気配報告銘柄の店頭気配と同じ値である場合には、当該報告値をもって、前条に規定する店頭気配の報告に代えることができる。

- 2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。

（報告会員による店頭気配報告の特例）

第11条 売買参考統計値の平均値又は中央値を顧客との売買の基準となる価格としている報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄について、店頭気配の報告を省略することができる。

- 2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。

（店頭気配情報の発表等）

第12条 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、店頭気配情報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。

- 1 売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄

売買参考統計値をもって発表する。なお、当該銘柄については、売買参考統計値発表制度選定銘柄の発表様式に個人向け社債等であることを示す記号を付して発表する。

- 2 前号に掲げる銘柄以外の店頭気配報告銘柄

売買参考統計値発表制度選定銘柄の発表様式に準じて発表する。

- 2 前項に規定する店頭気配情報は、第9条第1項の報告時限において、2社以上の報告会員から報告を受けた店頭気配を発表することとし、報告会員が2社未満である場合には、当該店頭気配の発表は行わないものとする。ただし、単独引受幹事銘柄については、当該単独引受幹事会員1社のみでの報告であっても発表するものとする。

3 店頭気配情報の発表は、原則として、報告日の午後6時30分を目途に、行うものとする。

(店頭気配情報の発表開始日等)

第13条 店頭気配情報の発表開始日は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日とする。

2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の4営業日前の日とする。

(店頭気配報告責任者等の本協会への届出)

第14条 報告会員は、店頭気配報告責任者1名及び店頭気配報告担当者2名を定め、所定の様式により本協会に届け出るものとする。

2 報告会員は、前項に定める店頭気配報告責任者及び店頭気配報告担当者を変更した場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出るものとする。

付 則

1 この理事会決議は、本協会が別に定める日から施行する。

2 この理事会決議の施行日前に、既に本邦において公募により円貨建て（払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であるもの）で発行された有価証券であって、証券取引法第2条第1項第4号に掲げる有価証券（新株予約権付社債及び短期社債を除く。）又は同法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第1号から第4号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。）のうち、引受主幹事会員が主として個人に取得させることを目的に発行者から引受けを行ったものとして、当該引受主幹事会員から本協会に届出が行われたものについては、個人向け社債等とみなして、この理事会決議を適用する。

3 本協会は、前項に基づき個人向け社債等として届出を受けた銘柄につき、店頭気配報告銘柄の選定を行うものとする。ただし、この場合においては、理事会決議4(2)に規定する「当該銘柄の発行日の前営業日までに」を「本理事会決議施行日の前営業日までに」と、理事会決議7(2)、7(3)、10(2)及び11(2)に規定する「当該銘柄の発行日の5営業日前までに」を「本理事会決議施行日の5営業日前までに」と、理事会決議8(1)に規定する「店頭気配報告銘柄の発行日」を「本理事会決議施行日」と、理事会決議13(1)に規定する「店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日」を「本理事会決議施行日の翌営業日」と読み替えるものとする。

(注)「本協会が別に定める日」は平成15年4月28日。

付 則 (平17. 2. 9)

この改正は、平成17年2月9日から施行する。

(注) 1 自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

2 改正条項は、次のとおりである。

5(2)①を改正。

付 則 (平18. 4. 18)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

5(2)①を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記する。
- (2) 旧 1、旧 2、旧 3、旧 4、旧 5、旧 6、旧 7、旧 9、旧 10、旧 11、旧 12、旧 14を改正。

付 則 (平21. 11. 17)

この改正は、平成21年12月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第1項を改正。

付 則 (令 3. 9. 14)

この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日付けの報告及び当該報告に係る発表から適用する。ただし、同日以前に改正前の第13条第2項の規定に基づき最終発表日を迎えた店頭気配報告銘柄については、改正後の規定は適用しない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第8条第2項並びに第9条第1項及び第2項を改正。
- (2) 第12条第1項を改正、同項に第1号及び第2号を新設し、同条第3項を改正。
- (3) 第13条第2項を改正。